

議案第95号

北上市一般職の職員の給与条例の一部を改正する条例

北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（期末手当）</p> <p>第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から25条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第25条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第31条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）</u>についても、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員</u>にあつては、退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した日現在</u>）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から25条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第25条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第31条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>

5・6 [略]

第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) [略]

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)・(4) [略]

（勤勉手当）

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は

5・6 [略]

第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) [略]

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)・(4) [略]

（勤勉手当）

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は

<p>、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡したときは、<u>第25条第1項の規定により規則で定める日に</u>、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>9 [略]</p>	<p>、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、<u>同項の規定により規則で定める日に</u>、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>9 [略]</p>
<p>2 (管理職手当)</p> <p>第24条 [略]</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第24条 [略]</p>

2 前項の規定による管理職手当は、同項に規定する職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の下線部分の14を超えてはならない。

2 前項の規定による管理職手当は、同項に規定する職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の下線部分の16を超えてはならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項は令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月19日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

管理職の職務の特殊性との均衡を図るため、管理職手当の支給率を改定するほか、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、職員の欠格条項について所要の改正をしようとするものである。